総数(I)			
備考	１単元の株式数		

（注１）　最近日現在の議決権の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄は、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　(C)の欄は、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　(D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　(F)の欄は、放送法第116条第１項、第２項（第125条第２項において準用する場合を含む。）又は第125条第１項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第４項（第125条第２項において準用する場合を含む。）の規定により議決権が制限されている株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

（注８）　(G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注９）　(H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

（注10）　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注12）　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、１単元の株式数の欄の記載を要しない。

（注13）　法第４条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。